

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第8号

新潟県後期高齢者医療保険料特別補てん金交付要綱（平成25年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第14号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月27日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



第6条中「年5パーセントの割合」を「民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

新潟県後期高齢者医療保険料特別補てん金交付要綱一部改正 新旧対照表

新	旧
第1条～第5条（略） 第6条 市町村が還付不能金を被保険者へ返還する際の還付加算金相当額は、還付不能金の納付のあった日の翌日（特別徴収の方法においては、還付不能金が市町村へ入金された日の翌日）から市町村長が被保険者に対し、還付不能金の返還を決定した日までの日数に応じ、当該還付不能金に<u>民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率</u>を乗じて計算した金額とする。 第7条～第11条 （略）	第1条～第5条（略） 第6条 市町村が還付不能金を被保険者へ返還する際の還付加算金相当額は、還付不能金の納付のあった日の翌日（特別徴収の方法においては、還付不能金が市町村へ入金された日の翌日）から市町村長が被保険者に対し、還付不能金の返還を決定した日までの日数に応じ、当該還付不能金に<u>年5パーセントの割合</u>を乗じて計算した金額とする。 第7条～第11条 （略）

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。